

別紙

ベテルケアプランセンター 料金表

要介護認定者へ提供する居宅介護支援の利用料は、事業所が市町村等へ請求し直接支払いを受ける（全額給付）ため、法定代理人受領にて利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理人受領できない場合は、一旦、下記の料金をお支払いいただきます。

1.基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）	項目		利用料
	居宅介護支援費（i） 取扱件数が45未満	要介護1・2	
要介護3・4・5			14,110円
居宅介護支援費（ii） 取扱件数が45以上50未満	要介護1・2		5,440円
	要介護3・4・5		7,040円
居宅介護支援費（iii） 取扱件数が60以上	要介護1・2		3,260円
	要介護3・4・5		4,220円

2.加算料金（該当する場合）

加算	算定要件等		利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合 要支援者が要介護認定を受けた場合又は 要介護区分が2区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成した場合	1月につき	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに当該医療機関の 職員に対して利用者の必要な情報を提供し た場合 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外に入院し た場合は、入院日の翌日を含む。	1月につき	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院の翌日又は翌々日に当該医 療機関の職員に対して利用者の必要な情報 を提供した場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、 入院日から起算して3日目が営業日でない 場合は、その翌日を含む。	1月につき	2,000円
退院・退所加算	入院又は入所していた利用者が退院又は退 所にあたって医療機関等から利用者の必要 な情報を得たうえで居宅サービス計画を作成 した場合 (入院又は入所期間中に1回を限度)	連携1回（Ⅰ・イ）	4,500円
		連携2回（Ⅰ・ロ） カンファレンス含む	6,000円
		連携2回（Ⅱ・イ）	6,000円
		連携2回（Ⅱ・ロ） カンファレンス含む	7,500円
		連携3回（Ⅲ） カンファレンス含む	9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関で医師又は歯科医師の 診察を受ける際に同席し、医師等に情報提供 を行い、必要な情報を受け取ったうえで居宅サ ービス計画等に記録した場合	1月につき	500円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪 問してカンファレンスを行い、利用者に必要な 居宅サービス等の利用調整を行った場合	1月につき2回を限度	2,000円

加算	算定要件等		利用料
ターミナルマネジメント加算	在宅で亡くなった利用者に対してその家族の終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者または家族の同意を得て、居宅を訪問し、記録等を行った場合	死亡月	4,000 円
特定事業所加算(Ⅱ)	主任介護支援専門員を 1 人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を 3 人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制等、一定の要件を一部満たした場合	1 月につき	4,210 円
介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準の処遇改善を行っている	1 月につき	所定単位数× 2.1%

3.減算(該当する場合は基本料金から減算されます)

加算	算定要件等	減算額	
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本利用料の 50%	
特定事業所集中減算	訪問介護・通所介護・地域密着型サービス・福祉用具について特定の事業所の割合が正当な理由なく 80%を超える場合	1 月につき	2,000 円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を(業務継続計画)を未策定の場合。	所定単位数の 1.0%	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合。 (虐待防止のための指針を整備、委員会の開催、研修を定期的実施等)	所定単位数の 1.0%	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一建物に入居している場合	基本料の 95%	